

会員同士の
相互交流

地域の産業保健活動への
貢献

会員スタッフの
能力向上

八王子労働基準監督署管内 産業医・産業保健スタッフ連絡会

八王子労働基準監督署管内の事業場において勤務されている産業医や保健師等の産業保健スタッフ、事業場の衛生管理者、総務担当者で構成された団体で、会員相互の交流と情報交換、研修等を通じ会員の能力向上と地域の産業保健活動の貢献を目的に平成 18 年に設立されました

[事務局]

八王子労働基準監督署 安全衛生課

〒192-0064 八王子市明神町 3-8-10

TEL:042-680-8785 FAX:042-646-1524

活動紹介

事業場の産業保健活動の充実に資することを目的に、様々な研修会等を開催しています。

以下に直近の研修会の内容を紹介します。

平成 25 年度

「高齢者雇用安定法改正について」

「救急救命に関する知識



救命実技体験等について」(講演・実技指導)

平成 26 年度

「職場における睡眠の問題、事例と対応」(講演・グループ討議)

「社員を胃がんで死なせないためにできること」(講演)

平成 27 年度

「ストレスチェック制度の概要について」(講演)

「受動喫煙防止対策の好事例」(講演)

「がんと就労の両立支援」(講演・グループ討議)

平成 28 年度

「ストレスチェックの実際」(講演・グループ討議)

工場見学及び講演「工場における労働安全衛生活動」

平成 29 年度

「産業保健の過去・現在・未来」(講演)

「嘱託産業医との望ましい連携」(ミニシンポジウム)

平成 30 年度

「人材育成とメンタルヘルス対策」(講演・グループ討議)

企業見学及び講演「企業における労働安全衛生活動」

平成 31 年度 / 令和元年度

「神経発達症群を正しく理解し職域で適切に支援するため」(講演)

事業場見学 / 「障害者雇用・助成金について」

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修会等を中止しました。

概要

平成 18 年 10 月
に発足しました

研修会は毎年、
春(総会含む)と、秋に
開催しています

研修内容等、会の運営は
会員ニーズを踏まえ
幹事会(年 3 回)で
協議しています

講演のみならず
工場見学や討議形式等
研修のかたちは様々です

年間計画は
総会(春)の承認を経て
決定します

今後もよりよい会の
在り方を見つけていきます

【 対象 】

八王子市・日野市・多摩市
・稲城市の事業場の

産業医
産業保健スタッフ
衛生管理者
総務担当者等

費用は原則 **無料** です

八王子労働基準監督署管内 産業医・産業保健スタッフ連絡会規約

第1条 構成

本会の構成員は、八王子労働基準監督署管内（八王子市、日野市、多摩市、稲城市）の事業場に勤務する産業医・産業保健スタッフをもって充てる。

第2条 目的

本会は、会員相互の交流を図り、産業保健に携わる者としての能力向上に努めるとともに、地域の産業保健活動に貢献することを目的とする。

第3条 役員

1. 本会を運営するため役員として、会長、副会長、会計幹事のほか、若干名の幹事を置く。
2. 役員の内任期は2年間とする。会長が任期の途中で異動等があった場合、原則として残りの期間は、副会長が代行する。副会長、幹事等に異動等があった場合には、残りの任期は、後任者に委嘱する。
3. 後任者が入会しない場合は空席として、総会にて補充する。

第4条 会議等

1. 本会の目的を達成するため、総会、幹事会、研修会等を置く。
2. 本会の活動は、年度単位で実施する。

第5条 事務局

1. 本会の事務局は、八王子労働基準監督署安全衛生課に置く。
2. 事務局は、本会を運営するため、会長、副会長、幹事等の連絡調整に当たるほか、会長に代わり各種会議の招集事務を実施する。

第6条 総会

1. 総会は毎年5月頃に開催し、年度の活動計画及び規約を決定する。
2. 総会は、会員事業場の三分の二以上の参加(委任状も含む)をもって成立する。

第7条 幹事会

1. 幹事会は、年間4回程度開催することとして、会務の具体的運営を協議する。
2. 本会の年度活動計画は、幹事会が作成し、総会で決定する。

第8条 研修会・交流集会等

1. 会員の専門性を高め、能力向上を図るため研修会等を開催する。
2. 八王子労働基準監督署管内の産業医・産業保健スタッフの親睦を深めるため、交流集会を開催する。
3. 研修会・交流集会の開催は、幹事会で決定する。

第9条 東京都八王子地域産業保健センター活動への協力

1. 50人未満の事業場の産業保健活動を支援する八王子地域産業保健センターの活動に協力できる産業医・産業保健スタッフは、協力産業医・協力保健師等として同センターに登録することができる。
2. 同センターから、健康講話の講師依頼、保健指導等に関して協力産業医・保健師等に協力依頼があった場合には、自己の日程等を判断して諾否を決定する。
3. 同センターとの協体制度は、継続して検討することとする。

第10条 入・退会

1. 本会への入・退会は、いつでも自由に行うことができる。
2. 本会へ入会する場合、会長宛に別紙様式にて入会届を提出しなければならない。
3. 本会を退会する場合、会長宛に別紙様式にて退会届を提出しなければならない。

第11条 会費

1. 会費は、原則無料として、これを徴収しない。
2. 交流集会等の開催で費用等が必要な場合、必要な限度において臨時に徴収する。
3. 徴収した費用は、会計幹事がこれを管理する。

平成18年9月27日 施行
平成21年5月27日 改定
平成22年5月19日 改定
平成25年6月5日 改定
令和元年6月10日 改定

令和 年 月 日

入会申込書

八王子労働基準監督署管内
産業医・産業保健スタッフ連絡会 御中

連絡会の趣旨、会則に賛同し入会を申し込みます。

事業場情報

事業場名	
事業場所在地	
代表者職氏名	
労働者数	

登録者情報

連絡担当者職氏名	
電話番号	電話 ()
FAX 番号	FAX ()
E メールアドレス	

【申し込み先】 八王子市明神町 3 - 8 - 1 0
八王子労働基準監督署 安全衛生課（事務局）
電話 042(680)8785 FAX 042(646)1524